

平成30年第8回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年8月24日（金）
開会 15時27分 閉会 17時11分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第一市民研修室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり
委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 高野 徹 社会教育課市史編さん係総括主幹 吉岡 健児
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第8回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第7回教育委員会の会議録の承認を米倉委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・7/31 教育委員会事務事業進捗状況確認
- ・8/2 教育行政外部評価委員会
- ・8/3～ 教育委員会と学校教職員との意見交換会
- ・8/4～5 毛利家協議
- ・8/6 小中学校平和授業
- ・8/7～27 校長面談
- ・8/9 佐伯市区長会連合会との意見交換会
- ・8/13～15 学校閉庁日
- ・8/17 平井教育委員歓迎会

- ・8/20～ 県民体育大会激励
- ・8/22 少年の主張大分県大会
- ・8/24 大分県中学校英語弁論大会佐伯予選

議 案

【議 事】

議案第 29 号 第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・平成 30 年度一般会計補正予算（第 2 号）
- ・佐伯市立学校通学区域審議会条例の改正について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 29 号第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、平成 30 年度一般会計補正予算の説明を各課からお願いします。

＝各課資料をもとに概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。

桑門委員 I C T の実施校は 2 校だけですか。

学教課長 実証校として 2 校と相手の学校として 2 校の計 4 校、それと社会教育施設 2 箇所です。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。以上で、平成 30 年度の一般会計補正予算の教育委員会関係の主なものについての説明を終わります。

教育長 次に佐伯市立学校通学区域審議会条例の改正について、担当からお願いします。

教総課長 佐伯市立学校通学区域審議会条例第 3 条第 2 項第 3 号中「自治委員会」を「佐伯市区長会連合会」に改めるものであり、その理由は、佐伯市自治委員会連合会の名称変更に伴い、引用している条項を整理したいので提案するものであります。平成 30 年 5 月 29 日に佐伯市自治委員会連合会の会則が改正されました。そのことに伴い 30 日から連合会の名称が佐伯市区長会連合会に改められたことよって改正されるものであります。説明は以上です。

教育長 佐伯市立の小中学校に通う児童・生徒については、その居住地によって通う学校が指定されます。通学区域の設定について、教育委員会が意見を求めるために諮問する相手方が佐伯市立学校通学区域審議会であり、その設置に係るものが本条例であります。その構成メンバーのうち「自治委員会」が「佐伯市区長会連合会」に名称変更されたものであります。意見、ご質問はありませんか。なければ、

提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 30 号 平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

教育長 議案第 30 号平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について、担当からお願いします。

教総課長 議案第 30 号平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるので提出するものであります。別紙資料 2 をご覧ください。平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の内容につきましては、平成 29 年度事務執行分となっております。したがって、評価項目につきましては、平成 29 年 3 月に作成しました「さいき”まなび”プラン 2017」に基づく施策について設定しております。「さいき”まなび”プラン 2017」では、人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育の創造を計画目標として、7 つの分野を大きな柱に位置づけ、その目指す方向を示しております。評価は、7 つの柱を構成する 23 の施策について、まず所管する課が自己評価を行い、それを受けて教育委員会事務局内の内部評価を行いました。その後、委嘱した 5 名の外部評価委員から意見・助言をいただいております。評価の結果につきましては、お手元の報告書 8 ページ以後に施策評価表という形でまとめております。それぞれ A から D の 4 段階評価をしております。5 ページに記載していますが、「A」は施策目標の達成に向け順調に推移しており、目標達成は十分可能。「B」は施策目標の達成に向け推移しているが、目標達成までは届かない可能性がある。「C」は施策達成に向けた取組に対する課題が多く、施策が停滞している。「D」は施策目標の達成に向けた取組を現在実施していない。となっております。

それでは概要の説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。ここに施策の体系を一覧にしています。基本目標を英数字で 1 から 7 まで表記していますけれども、これは「さいき “まなび” プラン 2017」にある 7 つの柱と同じものです。まず、基本目標 1 の「生きる力をはぐむ学校教育の推進」につきましては、主に学校教育課にかかわる内容で、学力や豊かな心、体力など、子どもの資質能力を育てる施策と、特別支援教育や生徒指導などの教育課題にかかわる施策についてであります。評価結果は、7 項目のうち、A 評価が 3、B 評価が 4 となっております。次に、基本目標 2 の「信頼と協働による学校づくりの推進」につ

きましては、学校教育課、教育総務課及び体育保健課学校給食係にかかわる内容です。小中一貫教育や特色ある学校づくり、教職員研修、学校評価、さらには安全・防災教育、安全・安心・快適な施設整備、学校給食などに係る施策でありまして、評価結果は、5項目のうち、A評価が4、B評価が1となっています。次に、基本目標3の「社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成」は、社会教育課生涯学習推進係にかかわる内容で、社会教育施設の整備と活用、公民館を拠点とした地域づくり、人材育成、生涯学習講座や地域のネットワークづくり、子どもたちの豊かな体験活動の推進などにかかわる施策についてであります。評価結果は、4項目のうち、A評価が1、B評価が3となっています。次に、基本目標4の「人権を尊重するまちづくりの推進」につきましては、学校教育課と社会教育課それぞれの人権教育にかかわる内容で、評価結果は、両課ともにB評価でした。それから、基本目標5の「市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用」につきましては、社会教育課文化振興係にかかわる内容で、文化芸術活動への支援や拠点施設の充実・整備、文化財・伝統文化の保存・継承、学習機会の提供や情報発信、歴史文化施設の利用促進などになっており、評価結果はA評価が1、B評価が1でした。それから、基本目標6につきましては「健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興」につきましては、体育保健課スポーツ振興係にかかわる内容で、各種スポーツ大会・教室の開催、スポーツの環境づくり、競技団体の育成、スポーツ少年団の活動支援などの内容になっており、評価結果は、2項目ともB評価となっています。最後に、基本目標7の「市民に開かれた教育行政の推進」につきましては、教育総務課にかかわる内容で、教育委員会の審議機会の充実、公聴・広報活動の充実、総合教育会議、事務局組織の強化などの内容になっており、評価結果についてはB評価となっています。以上、まとめますと、23の施策のうち、A評価が9、B評価が14というような結果でした。7つの大きな柱に沿って、評価の内容と評価結果についての説明を簡単ですが終わります。なお、詳細につきましては、報告書をご覧頂ければと思います。よろしくお願ひします。

教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律事項の中で市民に対する説明責任を果たすという意味で議会に行政の評価を行ったものを報告し、ホームページで公表するものであります。意見、ご質問はありませんか。

平井委員 例えば「確かな学力の育成」の評価の場合は担当課の学校教育課が5名に説明して評価してもらうということですか。

教総課長 そのとおりです。

平井委員 外部評価委員は現場を見たりすることは全くないんですか。

教総課長 そうですね。口頭の説明で評価していただきます。

教育長 外部評価委員の5名は、校長を退職された方で現場経験がある方、PTA関係から保護者の方、社会教育の分野の方、文化振興・文化財の分野の方、社会体育・スポーツ振興の分野の方で構成しています。

桑門委員 評価結果がBになっている理由は目標指標数の達成状況の達成率が低いということですか。

教総課長 そうなのですが、それだけではなく内容を見て評価していただいております。

米倉委員 特別支援・生徒指導について検討いただきたいのですが、今後の課題として書かれている点については、現場にいて感じていることと相違はないのですが、教育相談・生徒指導の充実に関わる部分として不登校児童・生徒への対応に関して喫緊の課題じゃないかという意見もありますし、私自身も現場にいて、去年からスクールソーシャルワーカーの導入が始まっていますが色々な専門家がより専門的なケアができる反面、誰にどう相談して良いかわからないというような利用の仕方の混乱が生じているのと思っているのと不登校に関して、これまで教育支援センターがあるのですが、関わる専門家が集まっての実態の把握、背景要因の分析、対応の検討等がなされる会がないことがとても気になって、指導主事に提案しましたができれば協議会のようなものを作っていただき、佐伯市の現状と今後の対応を具体的に考えていける会とかその会での提言等を言える場もないというところもあるので、機会を作っていただきたいと思います。

教育長 学校現場からも同様の意見を伺っています。その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおりでよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 各種学力調査(大分県・全国)の結果及び今後の対策について
- (2) 次回教育委員会までの主要行事について
- (3) 鶴岡小学校で発生した人身事故に係る損害賠償請求事件の和解について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第8回佐伯市教育委員会を終了します。

終了17時11分